

監査役と会計監査人の位置—大和銀行事件

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致致しません。

1. 今、大和銀行事件を取り上げた理由

東芝事件において、私は、東芝の監査委員会の会計監査人に対する姿勢について疑問を持っている。つまり、内部監査部門である経営監査部から、会計処理について不正の疑いがあるとの報告がなされていても、自ら調査することなく、それを会計監査人に告げることなく、ひたすら会計監査人からの「無限定適正」との監査報告を待っているという実態が、第三者委員会の調査報告書（2015.7. 20）から読み取れる。

監査役と会計監査人との関係はどうあるべきなのかを考えると、大和銀行事件の大阪地裁における判決（2000.9.20）が極めて基本的かつ重要な内容を持っていると考えた。

2. 事件の概要

ニューヨーク支店日本人トレーダーが自分の無断取引で出した巨額の損失を、顧客から預かっていた米国債で穴埋め、残高証明は直接自分宛に送付させた上で改竄していた。

1995.7 頭取への告白の手紙で発覚。株主オンブズマンは、関係する歴代役員 49 名に対し代表訴訟を起こした。

2000.9.20 大阪地裁判決 11 名に対し 852 億円の支払。往査した監査役は責任ありとされたが支払はなしとの判決であった。

2001.12 大阪高裁控訴審で和解、往査した監査役含む 49 名 2.5 億円。

「会社の内部統制構築責任」と「監査役の相当性判断責任」が問われた事件である。

3. 往査した監査役の監査内容

1993年9月のアメリカのニューヨーク支店への往査によるその監査役（非常勤）による監査は、取締役支店長や各部長らからの面談を中心に行われた。証券係の責任者 A に対する米国債の残高確認は会計監査人の監査に立ち会った。A は現地で 8 年前に雇われた日本人で、歴代の支店長からの信任が厚く、トレーダー業務（米国債の取引業務）と保管業務を一緒に行っていた。他の証券に関しては内部牽制上、前の支店長の指示で二つの業務を分離していたが、米国債に関しては、なぜかそのままになっていた。

米国債はバンカーズトラスト銀行に保管を依頼している。会計監査人が予め指定した日の残高証明書のコピーが、提出され、帳簿と一致していた。残高確認の方法を監査役は熟知しているわけではないので彼は確認したに違いない。会計監査人と本店検査部の検査はともに 2 年に 1 回、大蔵省検査、日銀考査は 4 年に 1 回、N 州銀行局はほぼ毎年入るが、どの場合も今回と同じやり方であった。

4. 事件発覚と株主代表訴訟

1995年7月、頭取にそのAから1通の手紙が届いた。Aは自分の無断取引により11億ドルの損失を出し、それを隠すため、米国債を売却して穴埋めし、監査や検査が入るときには、残高証明を改竄して発覚を防いでいたという内容であった。頭取は、社内のみならず関係官庁とも連絡をとりながら、2ヵ月後によく届出した。この届出の遅れが米当局の怒りを呼んで、刑事訴追され3.4億ドルを支払う羽目になった。後、米国から撤退を余儀なくされた。

株主代表訴訟となった。頭取以下49名が訴えられ、往査に行った監査役も含まれていた。大阪地裁の判決2000.9.20は11名に対し、852億円、空前絶後の額であった。判決文は、残高確認について、二つを指摘した。第1は、第三者による確認、つまりAがバンカーズ・トラストから直に取り寄せるのではなく、第三者である監査する者に直接送らせなくては行けない。第2にコピーではなく原本を取り寄せこれを確認する。Aはもちろん原本を取寄せていたがこれを改竄し、コピーやFAXでごまかしていたのである。これを指摘しなかった監査役に責任あり、とした。

監査役は、きっと主張したに違いない。「何故、私が責められなくては行けないのか。会計監査人の監査も他の検査でも同じようなやり方でやっていた。私が会計監査人による残高確認の方法が不適切であることを知りえる立場にいたというが、会計監査人をどうして私が越えられるのか」裁判記録では、監査役は「監査法人も同様の方式を取っていた」と主張したとある。

これに対して判決文は「被告〇〇が平成5年9月に往査しており、同被告は、会計監査人による財務省証券の保管残高の確認方法が不適切であることを知り得たものであり、これを是正しなかったため、本件訴因15（帳簿・記録の虚偽記載）ないし20（電信詐欺）に係る行為を未然に防止することができなかつたものである。・・・監査役は、取締役の職務の執行を監査する職務を負うのであり、検査部及びニューヨーク支店を担当する取締役が適切な検査方法をとっているかについても監査の対象であり、また、会計監査人が行う監査の方法及び結果が適正か否かを監査する職務も負っていた」とある。

監査役は言葉を失ったと思う。判決文はさらに「取締役は、リスク管理（いわゆる内部統制システム）を構築すべき義務を、監査役はそれが整備されているかを監視する義務を有し、ともに善管注意義務の内容をなす」と述べている。

但し、裁判官は、監査役の損害賠償責任については、温情を与えたように見える。つまり「証拠上、往査した1993年9月の時点で発生していた本件無断取引及び無断売却による損害額を確定することが出来ず、したがって、同被告が同支店に対する往査を実施した時点以降に損害が生じたのか不明であり、同被告が任務を懈怠した結果損害が生じたとの事実については立証がない」

こうして一審では監査役は損害賠償の支払いを免れたが、2001年12月二審の大阪高裁は和解となり、社長他「監査役を含む」49名で2.5億円の連帯責任で終わった。この事件は、わが国における内部統制の契機になり、また役員の実任限定制度にも繋がった。（出典：平成12年9月20日大阪地裁判決文。分かり易くするため、若干脚色した）

5. 大阪地裁判決の意味

会社法では、監査役の監査報告に記載すべき事項の中に「会計監査人の監査の方法または結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由」とあり（会社法計算規則 127 条）、当然、監査役は会計監査人の監査の方法または結果を「相当であるかどうか」判断する責任がある。従って、会計監査人の「無限定適正」の監査報告を鵜呑みにするような姿勢は許されない。会計監査人に情報を提供し、調査を依頼し、意見を聴取し、その結果、「相当であるか」の判断を行うのである。会計監査人の選解任の権限が実質的に監査役に移った今回の会社法の意味はここにある。

監査役としては、①財務内部統制において、過去の他社事例から自社で起こりうる可能性のあるものについて、具体的な防止システムが構築されているかを確認する。②監査役として、最低限の「往査質問事項」を用意して、回答を求める。例えば「債権の残高証明は、会計監査人に直接回答を行ったか」である。

その後の大和銀行：2001年12月、大和銀行は同行の親密地方銀行である近畿大阪銀行及び奈良銀行と共に、株式移転により金融持株会社大和銀行ホールディングスを設立し、各行はその傘下に入った。2003年3月あさひ銀行と合併し、りそな銀行となった。

(2015.12.13)